

島原市教育委員会

議案集

- 第57号議案 島原市東京学生寮運営規則を廃止する規則
- 第58号議案 島原市小学校フッ化物洗口推進事業実施要綱の制定について
- 第59号議案 島原市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱
- 第60号議案 島原市子ども読書活動推進計画策定委員会委員の委嘱について
- 第61号議案 島原市スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱

平成26年9月9日 定例会

第 5 7 号議案

島原市東京学生寮運営規則を廃止する規則

島原市東京学生寮運営規則（平成 1 2 年教育委員会規則第 2 号）を廃止する規則を次のように定める。

島原市東京学生寮運営規則（平成 1 2 年教育委員会規則第 2 号）は廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市東京学生寮については、平成 2 6 年 8 月 3 1 日で廃止したため、この規則を制定しようとするものである。

《参 考》

○島原市東京学生寮運営規則

平成12年 1 月14日
教育委員会規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、島原市東京学生寮設置条例（平成11年島原市条例第26号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、島原市東京学生寮（以下「寮」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入寮資格)

第 2 条 寮に收容することができる者は、条例第 1 条に定める者で、学業成績優秀・品行方正かつ身体強健にして成業の見込がある者でなければならない。この場合において経済的に困窮するものの子等については、これを優先して收容することができる。

(入寮)

第 3 条 入寮を希望する者は、入寮申込書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 在学証明書又は合格証明書
- (3) 学業成績証明書
- (4) 身体検査書
- (5) 家庭調書（様式第 2 号）

第 4 条 教育委員会は、前条による入寮申込書の提出を受けたときは、条例第 8 条の規定による島原市東京学生寮入寮者選考会（以下「選考会」という。）の審議を経て入寮の許否を決定する。

第 5 条 入寮許可を受けた者は、誓約書（様式第 3 号）に連帯保証人 2 人を立てて、これを教育委員会に提出しなければならない。

第 6 条 入寮許可を受けた者は、許可の日から10日以内に入寮しなければならない。

- 2 前項の期間内に入寮しないときは、入寮許可を取り消すことができる。

(寮費等の納入)

第 7 条 寮費は、毎月 5 日までにその月分を納入しなければならない。

- 2 寮費は、学校の休暇等により帰省中であっても退寮しない限り納入しなければならない。
- 3 寮費は、入寮の日がその月の16日以後のとき又は退寮の日がその月の15日

以前のときは半月分を、入寮の日がその月の15日以前のとき又は退寮の日がその月の16日以後のときは1箇月分を徴収する。

4 食費は、実費相当程度の額とする。

5 設備維持費は、入寮時に納入するものとし、在寮予定期間の中で退寮する場合においても、還付しない。

(退寮)

第8条 入寮者が、卒業・退学等により入寮資格を喪失したとき、又は退寮を希望するときは、速やかに退寮届(様式第4号)を教育委員会に提出し、10日以内に退寮しなければならない。

2 教育委員会は、入寮者が次の各号の一に該当するときは、退寮させることができる。

(1) 寮に関する諸規定に違反して寮を使用したとき。

(2) 学生としての体面を汚し、又は寮の秩序を害する行為をしたとき。

(3) 寮に納付すべき費用を滞納したとき。

(4) 寮の施設を故意に損傷したとき。

(5) その他寮の管理上支障があると認めるとき。

(選考会)

第9条 選考会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市職員及び学識経験者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 選考会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

第11条 前2条に定めるもののほか、選考会について必要な事項は会長が定める。

(賠償責任)

第12条 入寮者は、寮の施設及び備付物品等に損害を与えたときは、速やかに賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、教育委員会が認定した額とする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、寮に関し必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。
様式（省略）

第58号議案

島原市小学校フッ化物洗口推進事業実施要綱

島原市小学校フッ化物洗口推進事業実施要綱を次のように定める。

1 目的

島原市は、むし歯を持つ子どもとそうでない子どもの二極化がみられ、子どもの年齢が上がるにつれてむし歯の本数が増える現状にある。また、12歳児の一人当たりのむし歯の本数は長崎県内でも高い順位であることから、家庭などの環境に関わらず、平等に子どものむし歯予防が実践できる集団によるフッ化物洗口を小学校で導入し、むし歯予防を定着させ、市内の子どものむし歯の低減を図ることを目的とする。

2 事業実施主体

島原市

3 事業対象者

市内小学校全児童

4 事業内容

(1) 事業の実施体制

- ① 市は事業の実施に当たり保険健康課、島原南高歯科医師会と綿密な連携を図り、必要に応じて県・保健所に対し助言を求めるものとする。
- ② 市は小学校の職員に対し、事業の趣旨を説明し、理解と協力を求めるものとする。
- ③ 市は、フッ化物洗口を実施する小学校に対し、フッ化物洗口を円滑に実施できるように助言・指導を行うものとする。

(2) フッ化物洗口の実施方法

① 内容

学校歯科医の指導のもと、下記の回数で実施する
・週1回法による集団フッ化物洗口

② フッ化物洗口にかかる薬剤及び物品の取り扱い等

ア 使用する薬剤：島原南高歯科医師会が推薦する薬剤

イ 薬剤及び物品は、教育委員会が歯科医師会の指示のもと購入する。

ウ 学校歯科医師の指示に従い、取り扱う。

③ 小学校での集団フッ化物洗口に必要の説明会の実施

ア 関係者説明会の開催

市は、事業実施の場となる各施設関係者の理解を得るため、学校歯科医の協力を得て説明会を開催する。

イ 保護者説明会の開催

学校は、学校歯科医の協力を得て、フッ化物洗口について保護者の理解を得

るために説明会を開催するものとする。フッ化物洗口を実施するときは、フッ化物洗口の同意書を配布し、必ず保護者の同意を得る。

④ フッ化物洗口を希望しない者等への配慮

フッ化物洗口を希望しない児童に対しては、洗口液の代わりに水を用いて洗口させる等の配慮を行う。

5 経費の補助

経費については、「長崎県フッ化物洗口推進事業費補助金交付要綱」に基づき、交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年9月9日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例第11条、長崎県フッ化物洗口推進事業実施要綱に基づき、島原市小学校フッ化物洗口推進事業実施要綱を制定しようとするものである。

(参考)

長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例（抜粋）

(目的)

第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病の対策をはじめとする県民の全身の健康づくりに果たす役割の重要性にかんがみ、他県に比べ高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県内における歯・口腔の健康に関する地域間等の格差の是正を図るため、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関し、その基本理念を定め、県の責務及び市町、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、県民等の役割を明らかにし、並びに歯・口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定について定めること等により、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康増進に寄与することを目的とする。

(効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進等)

第11条 県は、幼児、児童及び生徒に係る歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口の普及その他の効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進に必要な措置を講ずるものとする。

2 知事又は県教育委員会は、保育所、幼稚園、小学校、中学校等においてフッ化物洗口等のフッ化物を用いた歯・口腔の健康づくりに関する取組が実施される場合は、各実施主体に対し、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第5条に規定する学校保健計画又はそれに準じた計画に位置付け実施すること等その的確な実施のための必要な助言を行うものとする。

長崎県フッ化物洗口推進事業実施要綱

1. 目的

う蝕はほとんどの人が経験する疾患で、特に歯の萌出後の1～2年間は、最もう蝕になりやすい時期であり、永久歯う蝕の予防に関しては、就学前から中学校卒業の時期がもっとも効果的といわれている。

また、一度できてしまったう蝕は決して元の健康な歯に戻ることはないため、発生しやすい時期にしっかり予防しておくことが大切であり、う蝕とは、生活習慣病の一種、または社会的な疾患であること、社会全体として歯科疾患の予防をはかっていくこと、歯科疾患を健康問題の一環として捉え、社会システムとして予防をはかっていくことが重要である。

そこで、本県では、「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」第11条に基づき、効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進を行うため、う蝕予防の社会的システムの構築、つまり、地域全体の子どもたちに対して平等なう蝕予防方法として、保育所（へき地保育所、認可外保育施設を含む。以下同じ。）・幼稚園・小学校を対象とした「集団によるフッ化物洗口」を導入し、県内の子どもものう蝕を低減することを目的とする。

2. 事業実施主体

この事業の実施主体は、市町並びに私立小学校（学校法人）とする。なお、市町は、私立保育所・私立幼稚園へ補助実施することもできるとする。

(1) 直接実施事業

①実施主体：市町

・補助対象施設 公立保育所、公立幼稚園、公立小学校、私立保育所、私立幼稚園
へき地保育所、認可外保育施設

②実施主体：私立小学校設置者（学校法人）

・補助対象施設 私立小学校

(2) 補助実施事業

①市町が実施する事業（市町が補助要綱等を定め補助事業を実施する場合）

・実施主体：私立保育所設置者、私立幼稚園設置者、認可外保育施設設置者
補助対象施設：私立保育所、私立幼稚園、認可外保育施設

3. 事業対象者

保育所・幼稚園・小学校に所属する幼児並びに児童

4. 事業内容

子どもものう蝕予防の方法として、保育所・幼稚園・小学校における集団によるフッ化物洗口を県内全体に普及させる。

(1) 事業の実施体制

①市町長は、事業の実施に当たり各施設所管課並びに市町教育委員会並びに県市郡歯科医師会並びに県市郡薬剤師会等と綿密な連携を図り、必要に応じて県・保健所、県教育委員会に対し助言を求めるものとする。

また、私立小学校設置者は、事業の実施に当たり各施設所管課並びに県市郡歯科医師会並び

に県市郡薬剤師会等と綿密な連携を図り、必要に応じて県・保健所に対し助言を求めるものとする。

- ②県・保健所及び県教育委員会は、市町長並びに私立小学校設置者の求めに応じ助言・指導等を行い事業の円滑な推進を図るものとする。
- ③市町長は、保育所、幼稚園、公立小学校の各施設の職員に対し事業の趣旨を十分説明し、理解と協力を求めるものとする。
また、私立小学校設置者は、自施設の職員に対し事業の趣旨を十分説明し、理解と協力を求めるものとする。
- ④市町長は、市町が補助によってフッ化物洗口を実施する場合、実施主体となる私立保育所並びに私立幼稚園がフッ化物洗口を円滑に実施できるよう市町の直接実施と同様に助言・指導を行うものとする。

(2) フッ化物洗口の標準的な実施方法

①保育所・幼稚園・小学校での集団フッ化物洗口

歯科医師の指導のもと、下記を標準としたフッ化物洗口を行う。

- ・保育所、幼稚園は毎日法による集団フッ化物洗口
- ・小学校は、週1回法による集団フッ化物洗口

※上記方法は標準的な方法であり、実際の実施は、歯科医師の指導によるものとする。

②薬剤の取り扱い等

- ・洗口剤は、市販されている医薬品のフッ化物洗口剤を使用する。
- ・歯科医師並びに薬剤師の指示に従い取り扱う。

③保育所・幼稚園・小学校での集団フッ化物洗口に必要な説明の実施

○関係者間の説明会の開催

市町長並びに私立小学校設置者は、事業実施の場となる各施設関係者の理解を得るため、歯科医師により職員、保護者の代表、地区医師会及び薬剤師会等関係者を対象とした説明会を開催するものとする。

なお、説明会によりフッ化物洗口の趣旨について理解が得られた上で、次の点について十分協議する。

ア フッ化物洗口の実施回数

※保育所、幼稚園は毎日法、小学校は、週1回法

イ フッ化物洗口に用いる薬剤

※洗口剤は、市販されている医薬品のフッ化物洗口剤の使用

ウ 事業の指導を行う歯科医師

エ 薬剤の管理及び溶液化等の役割分担

オ 施設における役割分担

カ フッ化物洗口実施時間の設定

※フッ化物洗口の手順等（洗口液の作成、各クラス分の準備・運搬、1人分ずつ分注、洗口開始、ブクブクうがい、洗口終了、後片付けの一連の流れ）の確認

キ う蝕罹患状況の把握

○保護者説明会の開催

市町長並びに私立小学校設置者は、歯科医師や薬剤師の協力を得て、フッ化物洗口について保護者の理解を得るために説明会を開催するものとする。説明会では、インフォームドコンセントの主旨に沿うように資料の配布や質疑応答の時間を確保する等十分な情報が提供できるように配慮する。

なお、説明会の後に、各保護者に対してフッ化物洗口を希望するか否かを確認するもの

とする。

④フッ化物洗口を希望しない者等への配慮

フッ化物洗口を希望しない旨事前に申し出のあった者又は洗口動作が不十分な幼児等に対しては、洗口液（フッ化ナトリウム水溶液）の代わりに真水を用いて洗口させる等の配慮を行うものとする。

⑤事業の継続

市町長並びに私立小学校設置者は、本事業の継続に当たり、各施設において、関係者に対して連絡会や学校保健委員会及び保護者説明会などを通じて、事業継続への理解が得られるように努めるものとする。

5. 事業報告

補助金業務については、「長崎県フッ化物洗口推進事業費補助金実施要綱」に基づき報告し、う蝕罹患状況等のデータについては、別途指示により各施設所管課を通じて提出するものとする。（フッ化物洗口推進体制図を参照）

6. 経費の補助

本事業実施に係る経費については、予算の範囲内で下記に示す補助金を「長崎県フッ化物洗口推進事業費補助金実施要綱」に基づき、市町並びに私立小学校（学校法人）へ交付するものとする。

○フッ化物洗口経費

- ・直接実施：フッ化物洗口に必要な薬剤（フッ化物洗口剤）及び消耗品
- ・補助実施：補助金（対象はフッ化物洗口に必要な薬剤（フッ化物洗口剤）及び消耗品に限る。）

附則

- 1 この要綱は、平成25年度の予算に係る長崎県フッ化物洗口推進事業から適用する。

第59号議案

島原市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱

島原市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱（平成17年島原市告示第17号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「組織」を「定数等」に改め、同条中「策定委員会は」を「委員の定数は、12人以内とし」に改め、「島原市」を削り、同条第6号中「するもの」を「認める者」に改める。

第5条を次のように改める。

（委員長及び副委員長）

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第7条中「島原市」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年9月9日から施行する。
（会議招集の特例）
- 2 この要綱の施行後最初に招集すべき会議は、第6条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

平成26年9月9日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

第二次島原市子ども読書活動推進計画を策定するにあたり、所要の整備を図るため、この要綱を改正しようとするものである。

島原市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱（案）新旧対照表

改正案	現行	解説及び資料
<p>(定数等)</p> <p>第3条 委員の定数は、1 2人以内とし、次に定める区分により、<u> </u>教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。</p> <p>(1) から (5) まで略</p> <p>(6) その他教育委員会が必要と認める者 (委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。</p> <p>2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。</p> <p>3 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>_____</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 策定委員会の庶務は、<u> </u>教育委員会社会教育課において処理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 策定委員会は<u> </u>、次に定める区分により、<u>島原市教育委員会</u>が委嘱する委員をもって組織する。</p> <p>(1) から (5) まで略</p> <p>(6) その他教育委員会が必要とするもの (委員長_____)</p> <p>第5条 策定委員会に委員長_____1名を置く。</p> <p>2 委員長_____は委員の互選による</p> <p>3 委員長は策定委員会を代表し議事その他の会務を総理する。</p> <p>4 委員長は会議の議長を務める。</p> <p>_____</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 策定委員会の庶務は<u>島原市教育委員会</u>社会教育課において処理する。</p>	<p>【第3条の条文の内容】 委員会の組織について規定したものの。 【第3条の改正内容】 委員の人数について明記するための改正。</p> <p>【第5条の条文の内容】 委員長の職務等について規定したものの。 【第5条の改正内容】 副委員長の職務等について追加するための改正。</p> <p>【第7条の条文の内容】 策定委員会の庶務について規定したもの。 【第7条の改正内容】 字句の修正をするもの。</p>

第60号議案

島原市子ども読書活動推進計画策定委員会委員の委嘱について

島原市子ども読書活動推進計画策定委員会委員に、次の者を委嘱する。

氏名	住所(職場等)	年齢	第3条該当条文等
吉田龍一郎		62	第1号(島原図書館及び有明図書館長)
大隅謙一郎		70	第1号(島原図書館協議会委員長)
倉本 通子		43	第1号(島原図書館司書)
佐藤美由紀		57	第2号(社会教育委員)
松本 敦子	有明町大三東丁 2133 番地 1	56	第3号(高野小学校長)
松尾 成晃	有明町大三東戊 1327 番地	44	第3号(学校教育課指導主事)
山田 和子		59	第3号(島原第一中学校司書)
山本かすみ		51	第3号(学校図書ボランティア)
森川 涼子		41	第4号(読み聞かせグループ)
原田 恒		54	第5号(春陽保育園長)
吉岡今日子		54	第5号(ひかわ第一幼稚園)
本田 光子		72	第6号(ブックスタートボランティア)

(任期：平成26年9月9日から推進計画の策定・公表の日まで)

(年齢：平成26年9月9日現在)

平成26年9月9日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

第二次島原市子ども読書活動推進計画を策定するにあたり、島原市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱第3条の規定により、委員を委嘱しようとするものである。

(参考)

島原市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(定数等)

第3条 委員の定数は、12人以内とし、次に定める区分により、教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 図書館関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 読み聞かせグループ
- (5) 幼児教育関係者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

第 6 1 号議案

島原市スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱

島原市スポーツ振興補助金交付要綱（平成 2 6 年 5 月 2 9 日 第 1 4 号告示）の一部を次のように改正する。

別表に次の項目を追加する。

別表

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費	補助率又は額は額	補助対象者
九州学生 駅伝大会 開催費補 助金	学生陸上競技会発展 と駅伝を通しての交 流都市を目指すこと を目的とする。	九州学生駅伝 大会開催運営 に要する経費	予算の範 囲内で市 長が認め る額	九州学生 駅伝対校 選手権大 会実行委 員会

附則

この要綱は、告示の日から施行し、平成 2 6 年度の予算に係る補助金から適用する。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市スポーツ振興補助金に、九州学生駅伝大会開催費補助金を追加しようとするのである。

《参考》

島原市スポーツ振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、スポーツの振興を目的に、予算の定めるところにより、島原市スポーツ振興補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、島原市補助金等交付規則(昭和58年島原市規則第9号。以下「規則」という。)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及びその補助額は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、島原市スポーツ振興補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない

- (1) 事業計画書又はこれに代わる書類
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第4条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、島原市スポーツ振興補助金交付決定通知書(様式第2号)を補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行う場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(変更等の承認)

第5条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金交付決定後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに島原市スポーツ振興補助金内容変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了していないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、島原市スポーツ振興補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了後速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書又はこれに代わる書類
- (2) 収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、島原市スポーツ振興補助金交付額確定通知書（様式第5号）を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、島原市スポーツ振興補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、第4条の規定による交付決定後、補助金を概算払により交付することができる。この場合において補助事業者は、前項の補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。

（関係書類の保管）

第9条 補助事業者は、補助金の収入及び補助事業の支出を記載した帳簿を整理し交付決定した日が属する会計年度の翌年から5年間保存しなければならない。

（報告及び立入検査）

第10条 市長は、補助金の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に報告を求め、又は立入検査をすることができる。

（補助金の取消し等）

第11条 市長は、補助事業者が実施した事業が交付決定の内容に反したと認められる場合には、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

別表

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、 対象経費	補助率又は額	補助対象者
地区別各種大会補助金	各地区が開催するスポーツ大会を通じて地区住民の交流、健康増進、地域スポーツの振興を目的とする。	各地区で開催されるスポーツ大会に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	各地区町内会・自治会連絡協議会
郡市対抗県下一周駅伝大会補助金	島原半島長距離選手の競技力向上及び県内郡市の交流促進を目的とする。	大会に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	県下一周駅伝島原半島チーム及び株式会社長崎新聞社
島原市長杯少年サッカーフェスティバル補助金	少年サッカー選手の親善・交流及び競技力の向上を目的とする。	大会に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	島原市市長杯少年サッカーフェスティバル実行委員会
全国・九州大会等選手派遣費補助金	全国大会・九州大会へ選手等を派遣することを補助する。	選手、監督及び役員への派遣に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	全国大会・九州大会出場選手等及び役員等
島原市スポーツ少年団運営費補助金	スポーツ少年団の活動の育成、普及を目的とする。	スポーツ少年団の組織運営に要する経費・加盟する団体の運営に要する経費の一部・スポーツ少年団が加入する安全保険料・事務局のスポーツ少年団への登録料	予算の範囲内で市長が認める額	島原市スポーツ少年団
島原市スポーツ推進委員協議会	スポーツの推進に寄与することを目的とする。	協議会の組織運営に要する経費・協議会が負担する会費・その他協議会の研	予算の範囲内で市長が認める額	島原市スポーツ推進委員協議会

		修に係る経費		
島原市体育協会運営費補助金	市民体力の向上及びスポーツ精神を養うことを目的とする。	体育協会の運営に要する経費。加盟する競技団体・県体育協会の運営費の一部	予算の範囲内で市長が認める額。	島原市体育協会
島原半島地区対抗駅伝競走大会補助金	本市の長距離選手の競技力向上及び島原市・雲仙市・南島原市の交流と活性化を目的とする。	大会に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	島原半島地区対抗駅伝競走大会実行委員会
長崎県民体育大会役員選手派遣費補助金	県民体育大会へ選手等を派遣することを補助する。	選手、監督及び役員への派遣に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	島原市体育協会
市民体育祭交付金	市民の体育・スポーツの普及振興と競技力の向上を図り、あわせて市民相互の親睦融和を深め、明るく健全な郷土島原の発展に寄与する	市民体育祭に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	島原市民体育祭大会会長
国民体育大会役員選手派遣費補助金	国民体育大会へ選手等を派遣することを補助する。	選手、監督及び役員への派遣に要する経費の一部	選手1名につき1万円	島原市体育協会
九州学生駅伝大会開催費補助金	<u>学生陸上競技会発展と駅伝を通しての交流都市を目指すことを目的とする。</u>	<u>九州学生駅伝大会開催運営に要する経費の一部</u>	<u>予算の範囲内で市長が認める額</u>	<u>九州学生駅伝対校選手権大会実行委員会</u>

<様式省略>